

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 5月 28日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市佐伯区五日市港 2－3－7
氏名	大林道路株式会社 広島営業所
	所長 胡家 和典
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0 8 2－9 2 5－5 0 7 7
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大林道路株式会社 広島営業所
事業場の所在地	広島市佐伯区五日市港 2－3－7
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 1, 3 0 4 百万円 (前年度実績)
③従業員数	2 1 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物 (工事現場) ⇒ 収集・運搬 ⇒ 処分 (再生処理業者に委託して再資源化)

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

	単位:トン/年										単位:トン/年									
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類																				
燃え殻																				
汚泥	35.53	25									35.53	25			35.53	25				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	35.175	25									35.175	25			35.175	25				
紙くず	0.6	0									0.6	0			0.6	0				
木くず	12.1	8									12.1	8			12.1	8				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類	16962.99	100									16962.99	100			16962.99	100				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設混合廃棄物	15.28	7									15.28	7			15.28	7				
合計	17061.675	165	0	0	0	0	0	0	0	0	17061.675	165	0	0	17061.675	165	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

廃棄物処理に関する管理体制		
役割	地方安全衛生統括責任者	建設副産物責任者 ○方針の制定
	地方安全衛生委員会	○方針等の協議
	支店安全・品質環境部長	建設副産物管理責任者 ○方針の周知 ○各部・課の指導
	支店安全・品質環境部	○実施状況の確認・指導
	工事部	○職員・協力会社の教育・指導・支援・育成
	営業所所長	建設副産物管理者 ○事務所方針の決定・周知 ○再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び産業廃棄物処理計画書の作成 ○処理業者を選定し委託契約書の作成 ○関係各部署との事前協議等の手続き ○産業廃棄物管理票の交付及び管理 ○建設副産物処理に関し、協力会社の監督・指導 ○廃棄物の処理状況の確認 ○産業廃棄物処理実績の記録及び工事部への報告

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	自社または再生処理業者に委託して、再生材として使用。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状と同様の取組を実施。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	建設リサイクル法に基づき、個別工事ごとに実施。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃 棄物の種類及び分別に関する取 組)	現状と同様の取組を実施。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	アスファルトガラ・コンクリートガラを粉砕し、 再生路盤材他として再資源化する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状と同様の取組を実施。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特に実施なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も予定なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特に実施なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も予定なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	廃棄物処理法に基づき、許可業者へ委託する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状と同様の取組を実施。